

社会福祉法人松実会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性労働者で育児休業又は育児目的休暇を取得した者をそれぞれ1名以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 各部署にて問題点の検討
- 令和7年 4月～ 制度の周知を図るためにポスターの作成し施設内掲示による社員への周知

目標2：所定外労働を削減するため、毎週ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和7年 4月～ 各部署にて問題点の検討
- 令和7年 4月～ 毎週ノー残業デーの実施、施設内掲示による社員への周知（毎週）

目標3：フルタイム労働者の一人当たりの各月ごとの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を3時間未満とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 所定外労働の分析等を行う
- 令和7年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 令和7年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施